

## 令和4年度 9月補正予算（第6号）の内容について

### ◆各会計の補正予算額

(単位：千円)

会 計		補 正 前	補 正 額	計
一 般 会 計		23,739,600	265,000	24,004,600
特別会計	国民健康保険	5,189,000	-	5,189,000
	介護保険	4,571,000	-	4,571,000
	後期高齢者医療	730,200	-	730,200
企業会計	都市開発事業	22,700	-	22,700
	水道事業	3,036,800	-	3,036,800
	下水道事業	3,136,000	-	3,136,000
合 計		40,425,300	265,000	40,690,300

### (一般会計の補正内容)

内容	担当課	補正額	資料
<b>電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給経費</b> 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を支給する。	社会福祉課	260,000	①
<b>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給経費</b> 総合支援資金の再貸付が終了する等の理由で特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立を図るため、令和3年7月から「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給している。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、申請期限を令和4年9月末から同年12月末へ3カ月延長する。	社会福祉課	5,000	②

# 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

## 1. 事業概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を支給する。

## 2. 事業内容

### 【支給対象者】

- ① 世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯  
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ② ①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

### 【給付金額】

1世帯あたり5万円

### 【対象世帯】

- ①約4,500世帯
- ②約500世帯

## 3. 事業費

260,000千円

## 4. 支給時期

令和4年11月以降（②家計急変世帯については未定）

### 【お問い合わせ先】

市民福祉部社会福祉課 ☎0794-63-1011（直通）

# 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

## 1. 事業概要

総合支援資金の再貸付が終了する等の理由で特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立を図るため、令和3年7月から「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給している。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、申請期限を令和4年9月末から同年12月末へ3カ月延長する。

## 2. 事業内容

**【支給対象者】** ①～④の要件を全て満たす方

①緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（次のいずれか）

- ・緊急小口資金及び総合支援資金の貸付を既に借り終わりもしくは12月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

②収入がⅠ（市民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋Ⅱ（生活保護の住宅扶助基準額）の合計を超えていないこと（月額）

※単身世帯の場合110,300円以下、2人世帯の場合154,000円以下等

③資産が、上記Ⅰの6倍以下の額であること

（ただし100万円を超える場合は100万円以下）

④今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- Ⅰ 公共職業安定所に求職を申し込み、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- Ⅱ 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

**【支給額（月額）】**

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

**【支給期間】**

3カ月間

## 3. 申請期限

令和4年12月末

## 4. 事業費

5,000千円 ※補正後事業費7,000千円

**【お問い合わせ先】**

市民福祉部社会福祉課 ☎0794-63-1011（直通）